

記者発表資料
平成25年 6月 4日
水産業振興課
担当者：吉田、武川 (2931)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う ヒラメの出荷制限指示について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、金華山以北の海域におけるヒラメの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり金華山以北の海域（別紙参照）において、ヒラメの出荷を差し控えるよう改めて生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、金華山以北の海域におけるヒラメに関しては、県からの要請により既に平成25年5月24日から水揚げが自粛されております。

記

1 出荷制限指示の内容

- | | |
|-------|----------------|
| ①対象魚種 | ヒラメ |
| ②制限海域 | 金華山以北の海域（別紙参照） |

2 県の対応状況

- ・ 今回の指示に基づき、金華山以北の海域で漁獲したヒラメについて出荷を行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・ 魚市場等流通関係者に対し、金華山以北の海域で漁獲されたヒラメを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・ 県内の遊漁船業者に対し、金華山以北の海域においてヒラメの採捕を目的とした案内を行わないよう改めて要請した。

(平成25年6月4日現在)

ヒラメ

[水揚自粛等経過]

- 1) 平成25年5月24日①、②、⑤海域(県要請)
- 2) 平成25年6月4日①、②、⑤海域(国指示)

